

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和 4年10月 1日

三重県知事 あて

商号又は名称 株式会社三重県不動産

氏 名 代表取締役 三重 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物 取引士の数	宅地建物取引 業に従事する 者の数
株式会社三重県不動産	津市広明町13	1 名	5 名
四日市支店	四日市市新正4丁目21-5	1 名	2 名
	支店を設置している場合は、支店ごとに記入してください。	名	名
		名	名

備考 1 「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄は、専任の宅地建物取引士の数を含む。